事　務　連　絡
令和２年３月31日

各地区代表者　様

自治人権推進課

各自治会等における総会開催に関する案内（事務連絡）

日頃より地域自治の振興に関しお世話になっております。貴団体におかれましては、新年度を迎えるにあたり、総会、集会などを予定されていることと存じますが、新型コロナウイルスの感染拡大防止に関しまして、下記のとおり情報提供いたします。

記

１．ご案内（情報提供）

昨今の情勢により、新型コロナウイルス拡大防止の対策が望まれています。

今後予定されている自治会等の総会、集会については、当面の間、なるべく人が参加しない形式で実施していただきますようご案内いたします。

（※１　強制ではありません。　※２　既に実施した集会などは除きます。）

２．人が参加しない形で集会を行う方法について（情報提供）

（１）書面表決（人が参加しない形式での総会、集会の実施）

議事に関する資料等を送付し、書面によって会員の表決権を行使する方法があります。

（２）委任による表決（少人数、短時間での総会、集会の実施）

役員等に会員の表決権の行使を委任し、少人数で会議をする方法があります。

（３）時期を延期しての実施（時期に配慮した実施）

情勢が落ち着くまで開催期間を延期する方法があります。

（総会の延期により、市役所への届出等が遅延する場合はご相談ください。）

以　上

ご多忙の折、恐縮ですがご対応の程お願いいたします。ご不明の点等ございましたら、下記、連絡先までご相談ください。

問合せ　佐倉市役所 市民部
自治人権推進課　市民活動推進班
〒285-8501 佐倉市海隣寺町 97
℡043(484)6127 / FAX043(484)1677
Mail: jichijinken@city.sakura.lg.jp